

特別景観形成地区における景観計画
(左沢町場地区)

平成24年7月

山形県大江町

第1 左沢町場地区の指定理由

左沢町場地区は、最上川舟運とともに栄えた生活や文化と城下町の構造を持つ特徴的な景観が形成され、当地における暮らしの積み重ねを見ることのできる地区であり、誇りと交流を促す景観づくりを推進すべき地区であることから、特別景観形成地区に指定する。

第2 左沢町場地区の区域

左沢町場地区の区域は、別図に示す範囲とする。

大江町景観条例施行規則で定める届出対象行為の例外の範囲は、別図左沢町場地区通り沿い以外の範囲とする。

第3 左沢町場地区における良好な景観の形成に関する方針

左沢町場地区の良好な景観形成に関する方針は、大江町景観計画に掲げる景観形成の基本方針、市街地地域の景観形成方針及び公共施設の整備に関する景観形成方針を前提とし、次のとおりとする。

本地区は、最上川舟運の恩恵を受けた暮らしや文化が、城下町の道や地割のなかで営まれて形成された最上川舟運河岸左沢の特徴が最もよく表れた地区である。

このため、街並みの連続性が保たれた土地利用、店蔵や商店建築などの歴史的建築、舟運時代を感じさせる諸要素を継承し、最上川との一体感や楯山等の眺望を保全しながら、市街地として賑わいのある景観の形成を図る。また、建築物や工作物の建設に際して、地区内の歴史的建築の高さや規模、色彩や形態に留意することで調和のとれた景観形成に努めるとともに、歴史や文化を表すサインや統一感のあるストリートファニチャーの導入により、ストーリー性のある景観形成を図るものとする。

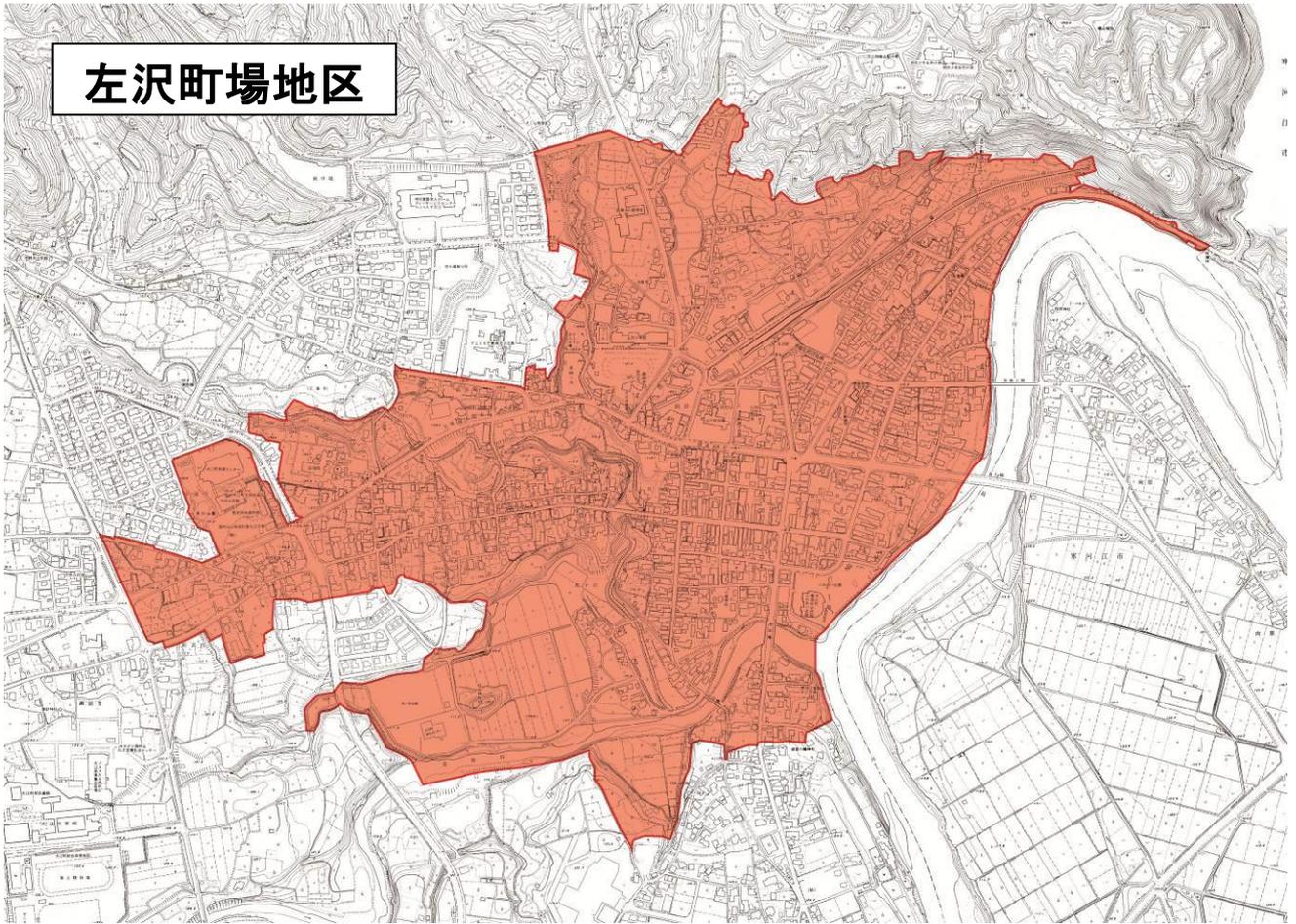
第4 左沢町場地区の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

左沢町場地区における建築等その他の行為についての制限（以下「景観形成基準」という。）は、大江町景観計画に掲げる市街地地域の景観形成基準に加え、次のとおりとする。

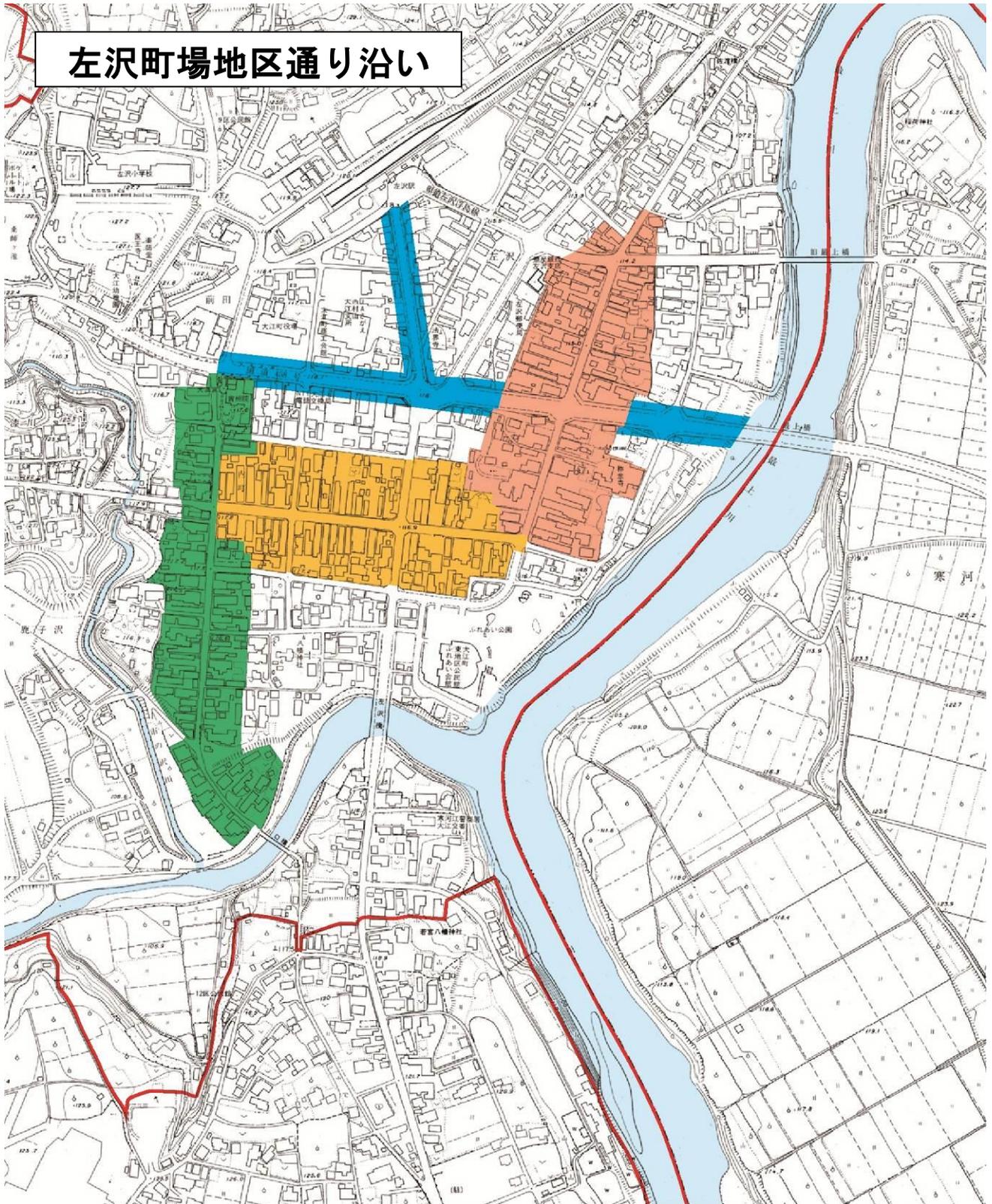
なお、建築物の新築等その他の行為が左沢町場地区を含む場合は、この景観形成基準を適用するものとする。

区 分		景観形成基準
建築物 ・住宅 ・店舗	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の形態は、内町・横町通り、原町通り、御免町通り沿いにおいては、周辺の歴史的な建築の様式（入母屋、切妻、寄棟など）又はそれを模した意匠とする。 ・表の通りから望見できる場所については、木製の格子窓や格子戸、妻部分における小屋組（和小屋）の梁の露出など、周辺の歴史的な建築に用いられている近代以前の形態、またはそれを模した意匠を積極的に取り入れること。 ・内町・横町通り、原町通り、御免町通り、役場前の通り、駅前通りの沿いにおいては、屋外設備は道路から容易に望見できない位置とするか、覆いを施し周辺の景観に配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外観は白又は土壁等自然素材の色で低彩度または無彩色を基本とすること。 ・表の通りから望見できる場所の窓枠や扉などの建具には、木製の建具を模した色彩（低明度かつ低彩度）を積極的に用いること。 ・屋根は黒又は彩度と明度が低い色彩を用いること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物及び地形並びに楯山の稜線に配慮した高さとする。 ・内町・横町通り、原町通り、御免町通り沿いにおいては、同じ通りに並ぶ建築物の高さに配慮すること。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・内町・横町通り、原町通り、御免町通りなどの歴史的建築物が並ぶ通りでは、壁面を合わせ、街並みの連続性の確保に努めること。
工 作 物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の連続性及び楯山の稜線に配慮した高さとする。
工 作 物 ・塀	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・内町・横町通り沿いにおいて、道路との境界に塀を設置する場合は、板塀を基本とすること。 ・原町通り沿いの道路との境界に塀を設置する場合は、土塀又はそれを模した塀や板塀を基本とすること。
土 地 の 形 質 の 変 更	形状	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形状変更は、必要最小限にとどめること。

左沢町場地区



左沢町場地区通り沿い



凡 例	
	御免町通り沿い
	内町・横町通り沿い
	原町通り沿い
	役場前・駅前通り沿い